

院内感染対策指針

1. 院内感染に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等の発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要です。院内感染防止対策を全職員が把握し、指針に沿った医療が提供できるよう本指針を作成するものです。

2. 委員会の設置

- (1) 病院長を代表とする院内感染防止対策委員会を設置し、その下部組織に院内感染制御チーム（以下 ICT）を設ける
- (2) 委員長を議長とし、各部署の代表者を構成員として組織する ICT 委員会を設け、毎月 1 回定期的に会議を行い、院内感染対策を行います。緊急時は、臨時会議を開催します。
- (3) ICT 委員会は、院内感染防止対策委員会での承認を得て、次の内容の協議、推進を行います。
 - ① 感染対策指針及びマニュアルの作成・見直し
 - ② 院内感染対策に関する資料の収集と職員への周知
 - ③ 職員研修の企画
 - ④ 異常な感染症が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図ります。
 - ⑤ 患者の疑問、不安等の日常的な把握に関する事項
- (4) 委員は、職種、職位等にかかわらず、院内感染の防止に関して自由に発言できます。
- (5) 委員はその職務に関して知りえた事項のうち、一般的な院内感染対策以外のものは委員会及び院長の許可なく、院外の第三者に公開してはなりません。
- (6) 下記に掲げる者を診断した時は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、①は直ちに、②は 7 日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、管轄の保健所長を通じて都道府県知事に届けます。
 - ① 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症に罹患していると疑われる者
 - ② 厚生労働省令で定める五類感染症の患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者も含みます。）

3. 職員研修

- (1) 院内感染防止対策の基本的な考え方及び具体的な方策について全職員に周知徹底を図ることを目的に実施します。
- (2) 職員研修は、入職時の研修の他、年 2 回全職員を対象に開催します。また、必要に

応じて随時開催します。

(3)研修の開催結果又は外部研修の参加実績を記録・保存します。

4.院内感染発生時の対応

(1)MRSA 等薬剤耐性菌の感染を防止するために ICT で感染レポートを作成し、職員へ情報提供を図るとともに、院内感染対策委員会で確認し活用します。

(2)異常発生時は、その状況及び患者への対応等を感染管理委員会に報告します。臨時の対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員に周知徹底を図ります。

5.感染対策マニュアル

別紙、院内感染対策マニュアルに沿って常に感染対策に努めます。

6.患者への情報提供と説明

(1)本指針は、患者又は家族が閲覧できるようにします。

(2)疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明し、理解を得たうえで協力を求めます。

7.その他の病院内外における院内感染対策の促進

(1)その他、病院内における院内感染対策を推進します。

(2)近隣施設、保健所と連携を図り、地域での感染防止対策を推進します。